



旅行業部門の今後の方向性に関する申し入れ(その1)

申25号

団体交渉開催!! No.2

第4項「グリーンスタッフ雇用契約書」の変更については、コンプライアンスの遵守と不利益が生じない取り扱いとすること。

組合

- ・雇用契約書の変更のみで、就業規則の変更を行わない理由は何か。
- ・出向した際の所属箇所はどこか。

会社

- ・通達によって行うものでありコンプライアンス上問題ない。
- ・支社人事部担当部署である。

確認事項

- ・雇用契約書の変更は必要な手続きを行うため、コンプライアンス上問題はない。
- ・出向する場合は、①出向先の業務内容、就労条件を明示すること。②事前通知は原則として発令の14日前までに行うこと。③出向期間は勤続年数に通算すること。
- ・出向規程に記載されている項目の中から必要な項目を抜粋して、通達で示していく。
- ・出向した際は、会社内の情報や社報の配布や、事務手続きの説明など丁寧に行う。

第5項 支社間異動は、家庭状況や通勤事情を考慮した上で、本人の希望に則った勤務箇所とすること。また、社宅・寮を希望するグリーンスタッフの居住を認めること。

確認事項

- ・自宅から通勤出来る箇所への異動が基本である。
- ・遠距離通勤は想定していない。
- ・社宅、寮の居住については、個別のケースで判断する。
- ・支社間異動とVTSへの出向を同時期に行うこともあり得る。

社宅・寮の居住については、個別のケースで利用可能の判断を行うことになる!!

第6項 駅業務への転換を行うグリーンスタッフに対して必要な教育を行うこと。

組合

- ・びゅうプラザでは、定期券販売やSuicaを取り扱っていないため、丁寧な教育をおこなうべきだ!
- ・店舗移管に伴い駅に異動し、改札業務に就いたが、精算業務や券売機対応など苦勞した。新人と同じような教育をすべきである。

会社

- ・出札の経験の有無で、それぞれの知識などは違うので、丁寧に教育を行っていく。
- ・見習いに就く前に「改札業務とは」ということを教育することもあると思う。OJT等でいかに不安を解消していくかが教育の大事なことである。

確認事項

- ・びゅうプラザから駅への転勤を行う際は、必要な教育は行っていく。
- ・営業トレーニングセンターでの教育を行うことが出来る。機械に不安を持っている社員に対しては教育を行っていく。

雇用と生活を守り、働きがい向上する施策にしよう!